

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第7条の2）</p> <p>第2章～第7章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第1条 （略） （定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p>（8） 隣接住民 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 土地又は建築物の敷地の全部又は一部が都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び住居系地域（同法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、<u>田園住居地域</u>、近隣商業地域（建築物の容積率（同条第3項第2号イに規定する容積率をいう。）が10分の20と定められた区域に限る。）及び準工業地域をいう。）内にある土地所有者等で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が中高層建築物（川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例（平成7年川崎市条例第48号）第2条第2項第3号に規定する中高層建築物で、対象事業に係るものをいう。以下同じ。）の敷地境界線からの水平距離で中高層建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号による高さをいう。以下同じ。）の2倍以内にあり、かつ、冬至日の真太陽時による午前8時から午後</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第7条の2）</p> <p>第2章～第7章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第1条 （略） （定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p>（8） 隣接住民 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 土地又は建築物の敷地の全部又は一部が都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び住居系地域（同法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（建築物の容積率（同条第3項第2号イに規定する容積率をいう。）が10分の20と定められた区域に限る。）及び準工業地域をいう。）内にある土地所有者等で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が中高層建築物（川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例（平成7年川崎市条例第48号）第2条第2項第3号に規定する中高層建築物で、対象事業に係るものをいう。以下同じ。）の敷地境界線からの水平距離で中高層建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号による高さをいう。以下同じ。）の2倍以内にあり、かつ、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間</p>

改正後	改正前
<p>4時までの間において当該中高層建築物の日影が平均地盤面（当該中高層建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。）に及ぶ範囲内にあるもの</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>第3条～第36条 (略)</p>	<p>において当該中高層建築物の日影が平均地盤面（当該中高層建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。）に及ぶ範囲内にあるもの</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>第3条～第36条 (略)</p>